

内閣参質第九号

昭和三十二年四月十六日

内閣総理大臣 岸 信 介

参議院議長 松野 鶴 平 殿

参議院議員鈴木一君提出八丈島中ノ郷における強制土地買収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員鈴木一君提出の八丈島中ノ郷における強制土地買収に関する質問に対する答弁書

一、質問一から五まで及び八、九、一一並びに一二について

御承知のとおり国の開拓事業は、自作農を創設し、または経営を安定させるため、開発して農地とすることが適当な土地及びこれらとあわせて開発すべき農地等を農地法の規定により買収して行うものであつて、国土資源の利用に関する総合的見地から行うべきものであります。従つて、一般的に、切替畑が山林として使用されている場合に農地として使用されている部分をもあわせて、これらを開発するために買収することは違法ではありません。

御質問の八丈島中ノ郷における未墾地買収に係る土地は、殆どが切替畑として用いられる土地であり、そのうち現況が山林であるものが大部分であつて、わずかに農地の部分も点在しておりますが、同地域の農業経営は著しく粗放であつて、しかも、その住民はこの在来の農法を固執しており、いまだに数十年前と変らぬ形態の農業が支配的な状態であります。本件の買収は、これら切替畑として利用されている土地を開拓してこれを優良な農地にすると共に、これに開拓道路を設ける等農民の利便を図り、適確な営農指導と相まつて、同地域に、より高度の農業を導入しようとするものでありまして、その必要性は、同地域の自給度の向上という見地からも、決して本土における場合に劣るものではなく、むしろより緊急なものと考えます。

ところで、御質問によれば、本件買収に反対する三五名は、いずれも零細農家で、これらの土地を失

えばたちまち営農の手段を欠き、生計の途に窮することとなるものであつて、また、これらの土地は自然的条件の上からも開拓に適しないかの如くであります。これらの土地は法令の規定する買収基準に合致した開拓適地として、また既存農家の経営を害することはないものとして東京都知事が本件買収を行つたものと思料します。しかしながら、もしその点についての判断に誤りがあり、法令の規定に違背し、既存農家の経営を崩壊に導くようなことがあれば、農地法の精神からも誠に遺憾に存じますので、御指摘のとおり、本件買収に反対する三五名から農林大臣に対して訴願が提起されておりますから、その裁決に際して慎重に審査いたしたいと考えます。なお、本件の開拓地については、御質問の五で御指摘の一五戸の入植のほか、相当数の地元農民による増反を予定いたしておりますので、同地域の零細な農民の耕地の拡張と農業経営の安定に資するところも大きいと考えられ、被買収者も、自作農として農業に精進する見込があれば、本件土地において増反することにより、その農業経営の安定と生計の維持に役立ちうるものと考えております。

二、質問六について

御質問の東京都開拓審議会の決定の経過については、昭和二十九年二月東京都知事は同審議会に本件買収の適否について諮問し、同審議会は現況調査の上年七月開拓適地として買収を適当とする旨答申したのであります。その後、所有者の意見書も提出され、都知事から再び開拓審議会に諮問したので、同審議会は、昭和三十年一月二十五日から二月三日まで、昭和三十一年四月三日から同月六日までの二

回にわたり現況調査を行うほか、数次にわたつて土地部会を開催し、意見の調整に努めたのでありますが、結局昭和三十一年九月二十六日の開拓審議会において、先の買収決定を適当として可決答申し、あわせて「中ノ郷地区開拓計画の遂行には融資、営農技術の指導その他の援助は不可欠の要件と思料されるので、これらの点につき充分配慮し、円滑な遂行を期せられたい。」という意見具申書が提出された次第であります。

三、質問一〇について

御質問の買収土地その他の物件の価額の評価は、農地法第五十一条、農地法施行令第六条の規定により算出したものでありますが、なお、その結果は別紙のとおりであります。

四、質問七について

御質問の黄八丈の保存については、現在重要無形文化財の指定はされてありませんが、昭和二十七年三月文化財保護委員会において文化財保護法の規定により助成措置を講ずべきものとして選定し、黄八丈の技術記録が作成されており、その後の改正によつて選定制度は選抜制度に改められ、黄八丈は、昭和三十二年三月三十日選抜され、その技術の保存・保護については慎重に検討中であります。

従つて、開拓にあつても、これを考慮すべきことはいうまでもないことであり、本件未懇地買収についてもこの点を調査審議した結果、八丈島の黄八丈の技術保全上重大な支障をきたすものではないとして本件土地を買収したものと思料しますが、本件についても訴願が提起されておりますので、その裁

決にあつて更にじゅうぶん検討いたしたいと考えます。

各人別買収物件及び支払対価

番号	氏名	地目	買収土地 面積	対価	樹種	対価	支払額	備考
一	大沢一哲	山林	三〇・三〇〇 ^反	二〇、三〇五・七五 ^円	杉(幼令)	三三、五三九〇 ^円		
					杉	五六、〇一九・八七		
					雑	五五、二一〇・六四	八四、二〇七 ^円	
					杉(幼令)	二〇、一八九・六六		
					檜(幼令)	四四、九六〇・六三		
					雑	七二、四六・五〇		
					ケヤキ	三三、二七八・五六	三〇三、三六二	
二	大沢宗次	"	二四・六〇〇	一四、一八六・五三	雑	二四、六三・六一	一五、九〇三	
三	佐々木千代子	"	二・〇〇〇	一三、四〇・二六	雑	一、九一三・二四	一九、四七一	
四	菊池昭市	"	二・八〇〇	一七、五七・二七	雑	一三、四三・一五		
					杉(幼令)	九三、〇一五・四七		
					杉	一五、七六四・三三	二四三、三三六	
五	山下勝	"	一・六〇〇〇	一一〇、〇九三・〇四	雑			

六 佐々木喜平 山林

反
二九、〇〇〇二八、三九、四八
内杉(幼令)
雜二一、三四、〇五
八四、三九、三三
二〇、七〇、三九三二、四、〇三三
四一、四〇、一

七 佐々木惣作 "

三、三〇〇

二〇、六九、〇三

雜

二〇、七〇、三九

四一、四〇、一

八 佐々木東一郎

畑 " 六、七、〇〇
五、〇〇〇

八二、五九、〇六

"

一〇、七六、一四

九三、三、六七

九 米良六左エ門

山林 三、七、五〇〇
畑 三、〇〇〇

二七、四四、六、七三

"

一三〇、一〇〇、三三

四〇、四、四九

一〇 菊池慎一郎

山林 六、五、〇〇
畑 一、〇〇〇
宅地 一、五〇

六六、八六、元

"

五、四六、四〇

七二、三、五三

一一 広江義秀 山林

反
四、三、〇〇

二六、六、七、元

"

四、五七、二、一

三二、五、四五

一二 沖山宰一 "

九、三、〇〇

五八、二、三、三

"

一三、七〇、九、三

七〇、八、三二

一三 沖山政二 "

三〇、六、〇〇

二五、六〇、五、七、三

"

六二、〇、八、七、〇、一

三七、一、四、五

一四 金田善右エ門

九、八、〇〇

六二、四、五、七、六

杉(幼令)
雜

二七、四、四、四、二

二一、〇、三、二、一

一五 大沢文太郎 "

六、三、〇〇

三九、五、二、三、二

"

四、九、九、七、六

四四、四、三、三

一六	大沢三之助	九八〇〇	六三、八六、四三	杉(幼令)	七、七三、八四
			雑	檜(幼令)	四、五六、八六
一七	岡野与之助	四四〇〇	二七、六九、二五	"	一一、三四、二六
一八	岡野与作	四六〇〇	二八、八五、六六	"	一、四三四、九三
				"	三〇、七四、八五
一九	大沢元四郎	五六〇〇	三五、一三、七六	杉(幼令)	二、四六三、八八
			雑		三、四八四、八三
二〇	斎藤保一	三三〇〇	二〇、七九、五五	"	一八、〇三九、二二
				杉(幼令)	二、七八三、三〇
二一	山下めゆ	一三〇〇〇	八五、六七、二七	雑	一八、五二七、四三
				杉(幼令)	一一、二二二、六八
二二	山下民平	六二七〇〇	四六、三三、二六	雑	三六、七九、〇六
				杉(幼令)	八二、七二、四一
二三	大沢佐太郎	二七〇〇	一七、五三、二五	"	一三、五三、三四
				"	三、一〇、八一
二四	佐々木晴吉	二八、九〇〇 八、五〇〇	二九、六八、三三	"	七九、三三、二三
	畑				三七、三〇、〇〇
二五	福田富一郎	一六、〇〇〇	一四〇、四九、一〇		一四〇、四九、一〇
	山林				

二六 大沢末吉山林

八・八〇〇^反九、三三・七三^円

杉(幼令)

一〇、〇〇二・三六^円

一五、一九八・九

雑

五四八・六八・九

一七九、四二六^円

二七 菊池家達

五八〇〇

三六、三七・一八

雑

三〇六・八四・三六

三六、三七・

二八 菊池作右エ門

六二〇〇

六六、〇九・一二

杉

四〇八・四四・〇一

三五、七七・

二九 沖山栄松

六三〇〇

五八、六三・三〇

雑

一七、〇八・三五・〇

七五、七二・

三〇 菊池木三

一七六〇〇

一五三、六七・三〇・三

雑

五、一二四・七五

一五七、七九・

三一 大沢弥三

一五〇〇〇

一四八、〇二五・〇九

杉

一〇六・六四・六七

二六五、三九・〇

三二 大沢五郎

三四〇〇

三七、七七・五六・六

杉(幼令)

二五八・〇七八・二

一三七・五三・三

三三 奥山はん

四二〇〇

四七、一八五・九五

雑

二、五九六・五四

六七、四五・五

三四 菊池雄二

六〇〇〇

五三、六八・一六・八

雑

二四、九四・〇四・五

七二、一二・六

三五 菊池正一郎

一七〇〇

一四七・三三・三〇

雑

二一、五三・三九・五

七四、二〇・六

一四、七三・三

四八	洞	口	勝	正	"	六六〇〇	五七、八五四・九九	"	二六、三七五・三八	八四、二二〇
四七	岡	野	米	司	山林	四七〇〇	四一、三三・四六	"	三、四一六・五〇	四四、六四九
四六	山	下	弥	之	吉	五、二〇〇 三、〇〇〇	五九、六〇六・九一	"	三、四八四・八三	六三、〇九三
四五	堀	尾	敏	治	"	九、一〇〇	七九、九〇六・一八	"	一、四三六・〇六	九三、三四三
四四	村	口	恒	三	郎	一二、五〇〇	一〇、九四七・五八四	"	一六、九四八・八四	一三六、四三二
四三	石	田	和	夫	畑	五、〇〇〇	一九、六二五・六三	"	三五、〇五三・二九	二三〇、六六九
四二	沖	山	篤	司	山林	一、九〇〇〇	二四、二八・一一	"	三、〇四九・九〇	二六、三三六
四一	佐	々	木	亮	輔	一、六〇〇	七六〇・三〇	"	七六〇・三〇	七六〇・三〇
四〇	大	沢	益	次	"	一一、一〇〇	九七、四一五・六	"	一一、九七七・七五	一〇九、三七三
三九	菊	池	道	平	"	六、二〇〇	五四、一七・三二	"	二、七三三・二〇	五六、九一二
三八	沖	山	惣	一	郎	五、六〇〇	四九、一七一・七四	"	七、九四六・六一	五七、一六六
三七	大	沢	辰	三	郎	四、五〇〇	三八、九五四・二四	"	四、七八三・一〇	四三、七三七
三六	松	代	秀	次	"	六、四〇〇	五五、四五〇・六八	"	六、五五九・六八	六三、〇一〇

四九 豊島春作 山林 反 三〇、〇〇〇 一六、四三・八九 雑 三三、四七・一九 一八五、八九〇 円

五〇 森正道 " 九、〇〇〇 五、八八・〇五 " 一、七〇八・三五 五七、五九七

五一 小坂裕太夫 畑 " 二、三三〇〇 五、四〇〇 二〇、一三・三一 二〇、一三五 宅地 三〇

五二 佐々木倫太郎 山林 反 八、三〇〇 五、三三・八三 雑 二、四三六・〇六 六四、六九三

五三 菊池武 " 三、〇〇〇 二、五五・一八五・六一 " 四、六四六・四四 二五九、八三三

五四 金田音作 " 二、一〇〇 一、三三・七六 " 一三、三三八

五五 大沢留次 " 二、三〇〇 一、四三・九六六 " 七、七九・六三 二二、一五九

五六 佐々木市平 " 二、八〇〇 三、〇四・八六三 " 六、〇三三・〇四 三六、五〇三

五七 菊池喜代三郎 " 七、五〇〇 五、九六・三三 " 八、九六・九六 六六、七五六

五八 冲山勘太 " 一、〇〇〇 六、二七・一九 " 六、八三・三〇 六九、五五

五九 佐々木周吉 " 五、三〇〇 三、〇四・九五 " 三、〇四・九五 三三、四〇九

六〇 菊池豊蔵 " 六、八〇〇 五、九三・七三 " 一三、九三・九三 七三、三〇七

六一 広江露子 " 三、四〇〇 二、七九・九七 " 二、七九・九七 二七、九九七

六二 小坂勇 " 一、三〇〇 一、三三・〇六・三五 " 一一、五七七・七七 二四、五八六

六三	松代	翼	"	一二八〇〇	一二七、一五三・六三	"	三三、九八・八三	一四二、一三七
六四	岡野	定市	"	一三、二〇〇	一三、一七九・四一	"	一三、六六・〇〇	一四五、四四五
六五	大沢	象一	"	四・八〇〇	四七、七五八・七四	"	一六、七四〇・八五	六四、五〇〇
六六	菊池	武治	"	六・八〇〇	五二、一〇六・六八			五一、一〇七
六七	菊池	金八	"	四・六〇〇	四五、九九五・四六	"	一九、一三・三四	四七、九〇九
六八	菊池	信二	畑	七・七〇〇 七・五〇〇	一一、一九八・五三	"	四三、〇四七・九〇	一五四、九五六
六九	山下	松市	山林	一六、五〇〇	一七、四〇七・六〇	"	二、〇四九・九〇	一七八、四五八
七〇	大橋	弥寿雄	"	八・三〇〇	八三、二九〇・四二	杉(幼令) 雑	三三、九七三・七〇 三六、〇〇九・九一	一五三、二七四
七一	沖山	富一	畑	二〇、七〇〇 五・〇〇〇	三三、〇四六・七三九	"	三三、四八一・七〇	二六三、九四九
七二	秋田	計	山林	三・一〇〇	三〇、一七六・九四	"	一、三六六・六〇	三三、五五四
七三	奥山	浜一	畑	五三・一〇〇 四・〇〇〇	五四、一六三・三九	杉(幼令) 雑	二三、一八三・六六 一四八、八三三・七四	七〇三、六三九
七四	大沢	真平	山林	〇・六〇〇	六〇、〇二・八三	"	六、八〇五・六七	一二、八〇九

七五	豐島永充	山林	一九〇〇	反	二三八七・〇七	円	九〇八七・八九	円	二一、九〇五	円
七六	金打光平	畑	二七〇〇		二三八三〇・四〇				一二、八三〇	
七七	菊池要一郎	畑	二二、六〇〇		二二、六三三・六九				一、六三九・九三	
七八	大沢要平	山林	二九〇〇		一九、五一・二七				一、三六六・六〇	
七九	小宮山俊一郎	"	二〇〇〇		八、六九・八〇				三、四二六・五〇	
八〇	矢田与三郎	"	一〇〇〇		八、七七・八〇				一三、一〇八	
八一	山下末平	"	七三〇〇		六三、五二・九五				八七・八	
八二	金田節司	"	二〇、二〇〇		一九、六八・八六				三、九九九・八九	
					二〇、五二・二一				三、九八・九一	
					二〇、五二・二一				三、九八・九一	

杉(幼令)
雑